

道内市町村における景観行政団体への移行状況について

第53回 北海道景観審議会

令和5年(2023年)8月2日開催

北海道建設部まちづくり局

都市計画課景観係

令和5年(2023年) 8月1日現在の状況について

【道内における景観行政団体】

○令和5年8月現在 (24市町村)

札幌市、旭川市、函館市、東川町、清里町、美瑛町、平取町、小樽市、長沼町、当別町、黒松内町、釧路市、上富良野町、栗山町、北見市、東神楽町、中標津町、富良野市、伊達市、洞爺湖町、千歳市、弟子屈町、俱知安町、中富良野町

【移行状況】

○令和5年度

- ・中富良野町：令和5年8月1日 移行

※移行に向け取組が進められている市町村：鶴居村 (R6.1.1移行予定)
浜中町 (R6.4.1移行予定)
赤井川村 (R7年度移行予定)
北広島市 (R8年度移行予定) ・ 4市町村

移行に向けた検討を行っている市町村：中札内村 ・・・ 1村

【道の景観計画区域】



- ・一般区域



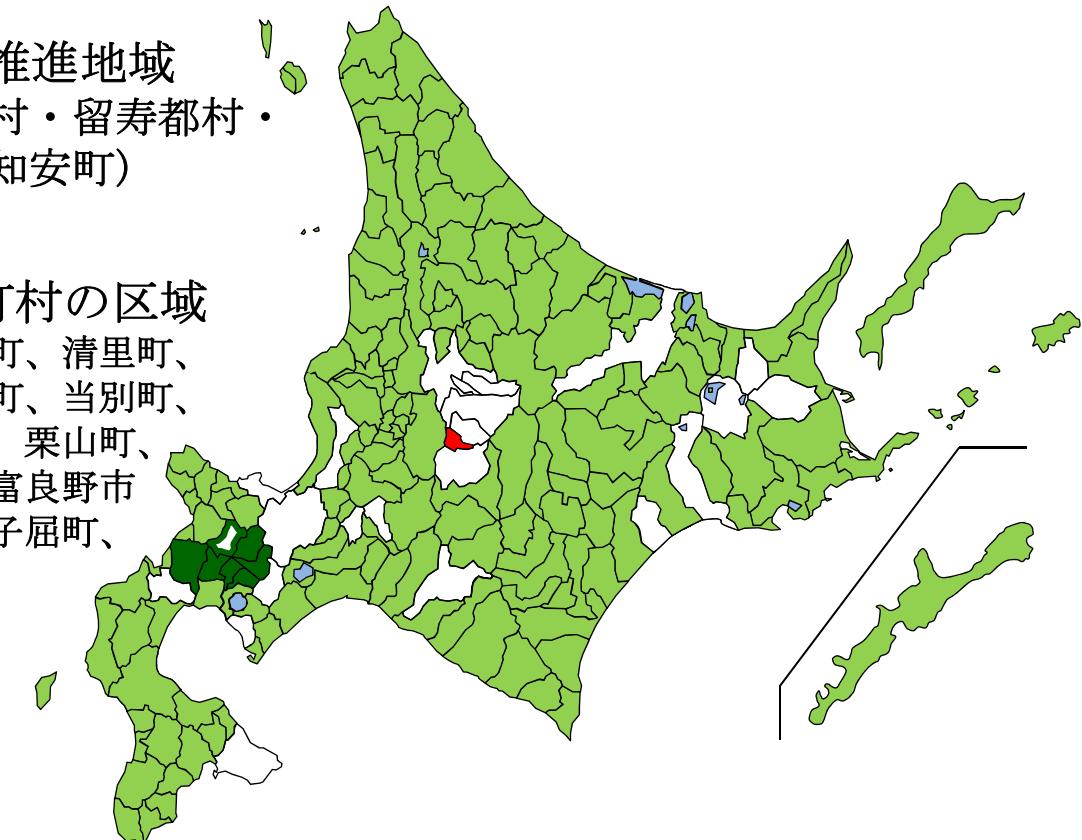
- ・羊蹄山麓広域景観形成推進地域
(蘭越町・ニセコ町・真狩村・留寿都村・喜茂別町・京極町及び倶知安町)



- ・景観行政団体である市町村の区域
札幌市、旭川市、函館市、東川町、清里町、美瑛町、平取町、小樽市、長沼町、当別町、黒松内町、釧路市、上富良野町、栗山町、北見市、東神楽町、中標津町、富良野市、伊達市、洞爺湖町、千歳市、弟子屈町、倶知安町、中富良野町



- ・令和5年度移行
中富良野町



※景観計画区域には、地先公有水面を含む。

【参考】景観行政団体とは

○地域における景観行政を担う主体

景観法では「景観行政団体」という概念を設けています。

【景観行政団体とは（景観法第7条）】

法で定義される景観行政を一元的に担う行政機構

市町村

- ・指定都市又は中核市の区域

→当該指定都市又は当該中核市が景観行政団体

- ・その他の市町村の区域

→都道府県と協議した上で景観行政団体

都道府県

- ・これらの市町村区域以外の景観行政団体

【景観行政団体への移行フロー】 (標準的な例)

